

別表 1

指定管理料の上限額の根拠等

現在の契約額等を基準とし、人件費と物件費等に分け、それぞれの過去の実績の推移を踏まえ、1年当たり人件費は3%を、物件費等は2%の上昇を見込んだ上で、各年度に消費税10%を加算した金額を指定管理料の上限額とする。

※当該上限額は、指定期間中における常澄図書館等の休館の影響を考慮しない形で算出した額である。そのため、公の施設の指定管理者指定申請書様式第1号別紙1及び別紙2については、常澄図書館を15か月休館するものとして作成することとし、休館中の代替サービスとして実施する提案事業については、別紙3のみに記載すること。その上で、別紙3までを含めた申請一式に係る提案額について、当該上限額を上回らないようにすること。

1 指定管理料の上限額 (千円)

基準額 (消費税込)	251,420
---------------	---------

	各年度上限額 (消費税込)
R 8 年度	258,155
R 9 年度	265,075
R 10 年度	272,186
R 11 年度	279,491
R 12 年度	287,093

2 合計 (5年分の上限額) (千円)

1,362,000
